

シップリサイクル条約の批准及び国内法制化の円滑な実施に関する調査研究

(2016 年度)

報 告 書

2017 年 3 月 31 日

一般社団法人日本海事検定協会

(検査第一サービスセンター)

目次

1. 事業名及び事業の目的

1.1 事業名

1.2 事業の目的

2. 調査方法

2.1 2016 年度事業計画

2.2 SR 推進委員会及び SR 推進委員会の活動状況

2.3 2016 年度事業の総括

3. 調査研究結果及び考察

3.1 シップリサイクル条約を巡る国際的動向(2016 年度調査結果)

3.2 考察

4. まとめ

5. 添付資料リスト

1. 事業名及び事業の目的

1.1 事業名

公 4・20 シップリサイクル条約の批准及び国内法制化の円滑な実施に関する調査研究

1.2 事業の目的

本事業は、近々批准及び国内法制化が予定されているシップリサイクル条約及び関連法案について、制度運用における課題、専門家の育成に係る問題点等について調査研究を行うことにより、条約・法制度の円滑な施行を支援することを目的とする。

2. 調査方法

2.1 2016 年度事業計画

2016 年度事業計画は、2016 年 7 月 6 日に開催された第 1 回「シップリサイクル条約の批准及び国内法制化の円滑な実施に関する調査研究」推進委員会（以下「SR 推進委員会」という。）において承認された。（添付 1）

2.2 SR 推進委員会及び SR 推進委員会の活動状況

本事業を推進することを目的とした SR 推進委員会は、2014 年 6 月 16 日に設置された。2016 年度は以下の会合が開催され、本事業を的確に推進させるための検討が行われた。

	開催日	議題
第 1 回	2016 年 7 月 6 日	① 「シップリサイクル条約の批准及び国内法制化の円滑な実施に関する調査研究」推進委員会規約の改正について ② 2016 年度事業計画（案）について ③ 2015 年度事業報告書について ④ その他（事業執行状況、SEA JAPAN 2016 への出展、今年度の課題他）
第 2 回	2016 年 11 月 25 日	① 推進委員会規約の改正について ② 2016 年度事業の進捗状況について ③ 2017 年度事業計画（案）について ④ その他（協会会報 2016 夏季号、NKCS セミナー(2016 年 10 月他)
第 3 回	2017 年 2 月 28 日	① 2016 年度の調査結果について ② 2016 年度事業の総括について ③ その他（上海 Break Bulk の出展他）

2.3 2016 年度事業の総括

2016 年度の本事業は、以下のとおり実施された。なお、調査研究結果については、次章に詳述する。

イ) 専門家の育成（専門家認定実績）

2016 年度は、8 月にシンガポール事務所にて DNV・GL のインベントリ作成専門家が認定された。条約の早期発効、EU 域内法の施行に向け DNV・GL 船級を所有する船主からの依頼が期待される。

2017 年 3 月時点で、5 名の協会職員に OJT を実施中。また、次年度に向け新たな候補者を検討中。

条約の早期批准に向け、海外で実船調査を行う専門家について、NK 船を中心として OJT 船を確保すべく活動中。

ロ) 専門家育成（教育訓練）状況

2016 年度は、6 隻の船舶について、図面調査及び実船調査に係る OJT を実施した。また、専門家候補者に対して、4 月（横浜及び大阪）に座学研修を実施した。

OJT 船の確保については、関東・関西・瀬戸内及び九州地区の船主及び造船所を訪問し、シッパーサイクル条約とインベントリについて説明を行い、OJT 船の確保に努めた。

ハ) その他

- ① 2016 年度調査研究報告書を協会 HP に掲載（2016 年 5 月）
- ② インベントリに関連するリーフレットを作成し、SEA JAPAN 2016、地方運輸局等で配布・説明（2016 年 4 月～）
- ③ シッパーサイクル条約に関連するセミナー等へ参加（2016 年 5 月他）
- ④ 2016 年度調査研究結果を協会 HP に掲載（2016 年 6 月）
- ⑤ 世界最大の船籍国であるパナマがシッパーサイクル条約を批准（2016 年 9 月）
- ⑥ 上海 Break Bulk で SR 業務について紹介（2017 年 3 月）

3. 調査研究結果及び考察

3.1 シッパーサイクル条約を巡る国際的動向（2016 年度）

2016 年 9 月、世界最大の船籍国であるパナマがシッパーサイクル条約を批准し、条約の発効要件である①条約批准国が 20 カ国を超えること、②条約批准国の船腹量が世界の 40%を超えること、という 2 つの条件が満たされる見通しが確たるものとなった。また、Class NK は、日本（1 施設）及び中国（4 施設）に加え、インドの 7 つのリサイクル施設について、条約に適合しているという認証を行い、条約の発効に向けた準備が整

いつつある。当協会も①外航船(リベリア船籍、NK 船級)のインベントリ作成の支援(2016年9月)、②シンガポール事務所の職員が DNV・GL のインベントリ作成専門家として認定、③上海 Break Bulk でのポスター掲示等を行い、「シップリサイクル条約を巡る国際的動向(2016年度)」を調査研究としてとりまとめた。(添付2)

3.2 考察

2016年度は、シップリサイクル条約の批准及び国内法制化並びに円滑な施行に向け、イ)条約の法制化において国の重要課題とされているインベントリ作成業務に係る専門家の育成に係る実証実験を当協会職員を対象として実施し、ロ)欧米・アジアにおける条約の検討状況等に関する調査に基づく基礎資料を作成するとともに、ハ)条約の早期批准に向け関係者からの情報収集を行うこと等により、本事業の目的を達成することができた。

4. まとめ

2016年度は、①世界最大の船籍国であるパナマがシップリサイクル条約を批准したこと(9月)、②Class NKが日本(1施設)及び中国(4施設)に加え、インドの7つのリサイクル施設について、条約に適合しているという認証を行ったこと等から、条約の発効に向けた”count down”が開始された年ともいえる。一方、OJT船の確保については昨年度並みの成果であったが、次年度以降の課題も以下のとおり明らかになっている。

- イ) 本事業の遂行により、最新の情報を船主に提供することにより、内航・外航船主のインベントリ作成に対する理解を得る必要があること
- ロ) 条約で定められた期間に現存船のインベントリ作成を円滑に実施するためには依然として大きな課題が存続していること
- ハ) 専門家の育成については、外航船のインベントリ作成も視野に入れつつ、実績を重ねていく必要があること

一方、本事業の重要性に理解を示す船主も存在しており、2017年度は、①如何にしてより多くの船主の理解を得て本事業を遂行していくか、②船主の理解を得るためにはどのような情報提供が効果的か、③当協会における専門家育成プロセスの妥当性について如何にして社会的な評価を得るか等検討・検証を進めていきたい。

5. 添付資料リスト

添付 1 2016年度事業計画

添付 2 シップリサイクル条約を巡る国際的動向(2016年度)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
推進委員会の開催				第1回					第2回		第3回	
専門家育成実証実験												
・OJT船の準備	→											
・専門家候補者の選定	第3G					☆ 第5G						
・OJTの実施	→			第4G	→							
・JSTRAの認定									判定会議 (第3G及び第4G)			
・国際業務展開	→											
基礎的調査												
・調査の実施	→											
・HPの掲載												☆

・OJT船の確保状況

・OJTの実施 昨年度からの継続2名⇒OJT実績終了⇒JSTRA判定会議準備中
今年度第4G OJT実施中

・国際業務展開 OJT船(外航船)の確保

シップリサイクル条約を巡る国際的動向（2016年度）

（はじめに）

シップリサイクル条約は、船舶の解体作業（リサイクル）における労働安全と環境保護等を目的とし、2009年に香港で採択されました。世界各国は条約の実施に向け、国際的ガイドラインの策定・承認等の作業を進めると共に各国の法制化に取り組み、現在（2017年3月）5カ国（ノルウェー、コンゴ、フランス、ベルギー及びパナマ）が批准しています。

わが国では、国土交通省海事局船舶産業課が事務局となった「シップリサイクル条約の批准に向けた検討会」が2013年12月から開催され、2015年9月には第3回検討会が開催されています。

（シップリサイクル条約とEU域内規制）

シップリサイクル条約とほぼ同等の規制内容であるEU域内法は2013年12月30日に発効しています。EU域内法では、EU域内法に適合しEUリストに掲載された解撤施設（以下「EUリスト掲載施設」という。）の解撤能力が250万LDTを超えた日から6ヵ月後、又は2018年12月31日のいずれか早い日から適用が開始されることになっています。また、EUに寄港する非EU籍船については、2020年12月31日から、インベントリを保有することが義務付けられ、PSCにより確認されることになっています。

（シップリサイクル条約の発効要件）

シップリサイクル条約は、①15カ国以上が締結、②締結国の商船船腹量の合計が全世界の船腹量の40%以上となること及び③締結国の直近10年における最大年間解撤量の合計が締結国の商船船腹量の3%以上となること、という3つの要件が満たされた後、24ヵ月後に発効することとなっています。上記EU域内法により、EU加盟国（28ヶ国、21.1%）は順次条約を批准するものと思われます。2016年9月、世界最大の船籍国（18.1%）であるパナマが批准し（別紙1）、前述の①及び②の要件が満たされることが確定的になりました。また、Class NKによれば、2016年12月までにClass NKが認証したリサイクル施設は、12施設（日本 1、中国 4、インド 7）となり、インド及び中国が批准すると条約の発効要件が満たされるとのことです。

当協会においても、外航船主の方々、海外売船を計画している内航船主の方々を支援するため、これらの情報を的確に提供するとともに、中国上海で開催されたBreak Bulk（2017年3月）でポスター掲示（別紙2）等を行いました。

シップリサイクル条約

パナマ批准 5カ国目

IMO(国際海事機関)は19日、同日付でパナマがシップリサイクル条約(香港条約)を批准したと発表した。批准済みのノルウェー、コンゴ、フランス、ベルギーと合わ

せて批准国は5カ国となる。

同条約の発効には、15カ国以上が批准した上で、批准国の船腹量の世界シェアが40%以上となり(船主国条項)、かつ締

約国の解撤船腹量の実績が一定値を超える(解撤国条項) — という3つの条件がそろつて必要。要件到達の2年後に発効を迎える。

このうち国数については、EU(欧州連合)が加盟28カ国で香港条約を批准する方針を固めていることから、着実な達成が見込まれる。加えて船

主国条項の達成に向けては、EU加盟国のほかに、1国で10%台の船腹シェアを持つ主要な便宜置籍国の批准が不可欠。

そうした中で、最大の約18%のシェアを持つ便宜置籍国のパナマが批准したことは、船主国条項の達成に大きく弾みを付けることになる。

また、パナマにも多くの船籍登録をする日本船主の間では、近年、急速に解撤環境の改善が進むインドを将来的な解撤の受け皿とすることへの期待が高まっている。

先進的な複数の解撤ヤードが日本海事協会(NK)から認証を受けるなど環境改善が進むインドなどの解撤国にとっても、最大旗国の香港条約への参画は条約加入に向けた追い風になりそうだ。

(日本海事新聞 2016年 9月より)

您知道《拆船公约》吗？

《拆船公约》和有害物质清单(IHM)

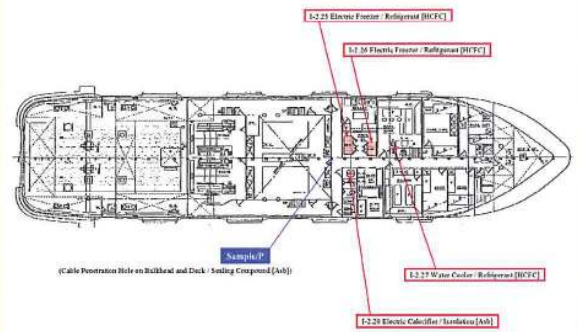
有害物质清单(IHM)是基于劳动安全和环境保护为目的的公约文件。

有害物质清单(IHM)是进行拆船作业时以最小限度降低劳动灾害和环境污染为目的,于2009年5月,在香港被采纳的《2009年船舶安全与环境无害化回收再利用香港国际公约》(以下简称“《拆船公约》”)基础上编制而成。

编制有害物质清单(IHM)是为了进行有效的图面调查和实际船舶调查工作。

有害物质清单(IHM)

《拆船公约》要求国际总吨数**500吨**以上、从事国际航运的船舶必须编制和保持更新有害物质清单(IHM),回收再利用时作为必要资料交给拆船厂方备案使用。



进行船舶安全拆解作业时作为参考资料,需要在有害物质清单(IHM)上详细记录《拆船公约》所要求的有害物质(石棉、臭氧层破坏物质、PCBI以及有机锡等)存放的位置和数量。

《拆船公约》虽然尚未生效,但和《拆船公约》具有同等效力的欧盟委员会域内法案规定,从**2020年12月底**开始所有船舶都有义务编制有害物质清单(IHM)。目前,从事欧洲航线运营的船舶正在着手准备有害物质清单(IHM)。

日本海事检定协会(NKKK)作为《拆船公约》指定的指导专家,将始终不懈地为船东提供有害物质清单(IHM)的编制业务。

咨询方式:

C-NKKK 天津海事检验有限公司

天津总公司; 022-8823 8315

上海分公司; 021-6555 0700

广州分公司; 020-3826 4018

咨询方式:

NKKK 日本海事检定协会

检查第一服务中心

TEL: +(81)-3-3454 7594

URL: <http://www.nkkk.or.jp>

E-Mail: 1sc-hull@nkkk.or.jp